

議第 1 1 2 号 呉市グループホーム設置条例等の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

介護保険法（平成 9 年法律 1 2 3 号）の一部改正（平成 2 6 年法律第 8 3 号による改正）により引用条項の移動が生じたことに伴い、関係条例について所要の規定の整理を行うものです。

2 改正の内容

介護保険法の一部改正に伴い、次の 4 条例について引用条項の移動に係る規定の整理を行います。

- (1) 呉市グループホーム設置条例
- (2) 呉市総合ケアセンターさざなみ条例
- (3) 呉市高齢者生活福祉センター条例
- (4) 呉市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例

3 施行期日

公布の日

4 新旧対照表

(1) 呉市グループホーム設置条例（第 1 条の規定による改正部分）

現行	改正案
(事業) 第 2 条 グループホームは、前条に規定する目的を達成するため次に掲げる事業を行う。 (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 8 条第 <u>1 9 項</u> に規定する認知症対応型共同生活介護（以下「共同生活介護」という。）及びこれに付随する事業 (2) 法第 8 条の 2 第 <u>1 7 項</u> に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「介護予防共同生活介護」という。）及びこれに付随する事業 (3)・(4) (略)	(事業) 第 2 条 グループホームは、前条に規定する目的を達成するため次に掲げる事業を行う。 (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 8 条第 <u>2 0 項</u> に規定する認知症対応型共同生活介護（以下「共同生活介護」という。）及びこれに付随する事業 (2) 法第 8 条の 2 第 <u>1 5 項</u> に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「介護予防共同生活介護」という。）及びこれに付随する事業 (3)・(4) (略)

(2) 呉市総合ケアセンターさざなみ条例（第2条の規定による改正部分）

現行	改正案
<p>(事業)</p> <p>第2条 呉市総合ケアセンターさざなみ（以下「さざなみ」という。）は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第27項に規定する介護保健施設サービス</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 法第8条の2第8項に規定する介護予防通所リハビリテーション</p> <p>(5) 法第8条の2第10項に規定する介護予防短期入所療養介護</p> <p>(6) 次に掲げる事業その他の市長が特に必要と認める事業</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業</p> <p>ウ 法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護</p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 呉市総合ケアセンターさざなみ（以下「さざなみ」という。）は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第28項に規定する介護保健施設サービス</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション</p> <p>(5) 法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護</p> <p>(6) 次に掲げる事業その他の市長が特に必要と認める事業</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業</p> <p>ウ 法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護</p>

(3) 呉市高齢者生活福祉センター条例（第3条の規定による改正部分）

現行	改正案
<p>(指定管理者に行わせる業務等)</p> <p>第2条の3 市長が指定管理者に行わせる業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 指定管理者は、センターにおいて、第2条各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法第8条第23項に規定する居宅介護支援及び法第8条の2第18項に規定する介護予防支援に係る事業</p> <p>3 (略)</p>	<p>(指定管理者に行わせる業務等)</p> <p>第2条の3 市長が指定管理者に行わせる業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 指定管理者は、センターにおいて、第2条各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法第8条第24項に規定する居宅介護支援及び法第8条の2第16項に規定する介護予防支援に係る事業</p> <p>3 (略)</p>

(4) 呉市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例（第4条の規定による改正部分）

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センター（同条第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）の人員等に関する基準を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センター（同条第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）の人員等に関する基準を定めるものとする。</p>